

個人情報ファイル簿（単票）

【課名】総務課

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿
実施機関の名称	斑鳩町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部総務課（斑鳩町選挙管理委員会事務局）
個人情報ファイルの利用目的	公職選挙法に基づく各種選挙事務の執行に利用するため
記録項目	1 国籍、2 住所、3 氏名、4 生年月日、5 続柄、6 世帯主、7 登録年月日、8 自治会名、9 投票区、10（選挙人名簿）登録状況、11 住民異動にかかる年月日（市届出日、住定日等）、12 表示・表示削除年月日及び理由、13 出力制限事由等
記録範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・斑鳩町に住所を有する年齢満18歳以上の日本国民で、その者に係る住民票が作成された日（他の市町村からの転入者で住民基本台帳法に基づく転入届をしたものについては、その届出をした日）から引き続き3箇月以上住民基本台帳に記録されている者 ・斑鳩町から住所を移した選挙人のうち、その者に係る住民票が作成された日から引き続き3箇月以上斑鳩町の住民基本台帳に記録されていた者であって、斑鳩町内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過しない者 <p>※選挙人名簿登録のための調査情報・年齢満17年の者の調査情報を含む。</p>
記録情報の収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的事項については公選法第21条、第29条第1項により斑鳩町長から収集 ・失権者については公選法第11条第3項、同法施行令第1条の3により本籍地および前住所地選挙管理委員会から収集 ・要支援者情報については住民課から収集 ・郵便等投票対象者については対象者からの申請により収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	該当なし
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>（名称） 斑鳩町役場 総務部 総務課</p> <p>（所在地） 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号</p>

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	<ul style="list-style-type: none"> ・公選法第 24 条に基づき、選挙人は選挙人名簿の登録に関し不服があるときは選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。 ・公選法第 29 条に基づき、選挙人は選挙人名簿に脱漏、誤載又は誤記があると認めるときは選挙管理委員会に名簿の修正に関し調査の請求をすることができる。 	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
条例要配慮個人情報が含まれる旨	含まない	
備 考		